

緊急事態に関する国会審議等を求める意見書

国の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。

しかしながら、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災の際には、がれきによる道路の不通などにより支援物資の輸送に遅れが生じたことや、被災した自治体の行政機能の停止が問題となった。また、令和2年（2020年）に国内初の感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地に拡大し、この間、医療従事者や病床の不足により医療崩壊の危機を招くという想定外の事態が発生したほか、中小企業を中心とした多くの企業の経営にも深刻な影響を与えた。

これらの事象の多くは、本来機能すると予測していたものが実際には機能しなかったことにより、計画していた対策自体が実施できなかった事案であり、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法といった既存の法体系で対応するには限界があることが顕在化したと言える。

今後、30年以内に高い確率で首都直下型地震や南海トラフ地震の発生が予想されていることなどを踏まえると、そうした緊急時に国民の命と生活を守るための施策や法整備、さらには憲法の在り方についての建設的な議論を、国会において早急に進めるべきである。

よって、本市議会は、国会に対し、緊急時に国民の命と生活を守るための憲法の在り方などについて、建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月22日

吹 田 市 議 会

【送付先】
衆議院議長
参議院議長